

つくば市ネーミングライツ事業実施要項

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、市が所有する公共施設に愛称を付与することにより、愛称が命名された当該公共施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するためのネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 民間の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）をいう。
- (2) ネーミングライツ 事業者が公共施設の愛称を付与する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 市との契約により施設のネーミングライツを付与された事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市が、市とネーミングライツ・パートナーとの間での契約の締結により、ネーミングライツ・パートナーからネーミングライツの対価として収入を得る事業をいう。
- (5) 愛称 ネーミングライツ・パートナーが命名した名称をいう。
- (6) 命名権料 ネーミングライツの対価として、ネーミングライツ・パートナーが市に支払う契約料をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、公共施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる公共施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業を導入する対象公共施設は、原則として市民等の利用す

る道路や橋梁等のインフラ施設を除く別表1に記載している公共施設とする。ただし、以下の公共施設は対象としないものとする。

- (1) 市役所の庁舎
- (2) つくば市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園
- (3) つくば市消防本部及び消防署
- (4) 既に愛称が付いている公共施設
- (5) その他市長が命名権の対象として適切ではないと認める公共施設

3 事業者は、別表1に記載していない公共施設へネーミングライツ事業を導入したい場合、市に事前協議するものとする。

4 別表1に記載している最低価格を下回る提案は、受け付けないものとする。

5 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設について、積極的に愛称を使用するものとする。

6 ネーミングライツ・パートナーが命名した愛称は、一般的に呼称される「通称」にとどまり、市の条例等で規定されている施設名を変更するものではないものとする。

(応募資格)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した事業者
- (2) 市から指名停止措置等受けている事業者
- (3) 市税等（国税及び県税を含む。以下、同じ。）を滞納している事業者
- (4) つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条第1号又は第3号に規定する事業者
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行っている事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む事業者

- (7) 消費者金融業を営む事業者
 - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている事業者又は申立てがなされている事業者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている事業者又は申立てがなされている事業者
 - (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産の申立てをしている事業者又は申立てがなされている事業者
 - (11) その他市長がネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認める事業者
- （愛称の表示範囲）

第 5 条 ネーミングライツ事業により事業者が命名する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (8) 他の場所を連想させるもの
- (9) 個人の氏名
- (10) その他市長が愛称として適当でないと認めるもの

2 原則として契約期間内の愛称の変更はできないものとする。ただし、やむをえない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーとで協議の上、その可否を決定するものとする。

3 愛称の表示は、当該施設の正式名称と併記するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第6条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上10年以内とし、施設の性質及び実情に応じて市長が決定するものとする。ただし、市長は、指定管理者が管理している公共施設については、当該指定管理者の指定期間を考慮し、適切な期間を設定することができるものとする。

(命名権料)

第7条 命名権料は、消費税及び地方消費税を含めた年単位での金額を設定するものとする。

2 ネーミングライツの導入時期が年度途中からとなる場合は、命名権料は月割りにより計算するものとする。

(ネーミングライツ導入に係る費用負担)

第8条 ネーミングライツ導入に係る市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は別表2のとおりとする。

(ネーミングライツ・パートナーの募集方法)

第9条 ネーミングライツ・パートナーの募集方法は、原則として公募により行うものとする。

(応募の申請)

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者は、つくば市ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) つくば市ネーミングライツ提案資格に関する誓約書(様式第2号)

(2) 事業者の概要を記載した書類

(3) 地域貢献等の実績及び今後の計画

(4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(5) 商業・法人登記簿謄本

(6) 印鑑証明書

(7) 最新の事業計画書

(8) 直近1事業年度分の決算報告書及び事業報告書

(9) 直近の市税等の納税証明書

(10) その他市長が必要と認めるもの

2 提出部数は1施設の応募につき1部とする。2施設以上に応募する場合は、施設ごとに提出書類を用意するものとする。

3 提出方法は、持参又は書留郵便とする。

4 持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）を除く午前8時45分から午後4時30分までとする。

5 提出先は以下のとおりとする。

茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1

つくば市財務部公共資産利活用推進課

電話番号 029-883-1111

電子メール fnc040@city.tsukuba.lg.jp

6 市長は、事業者からネーミングライツ事業の応募申請書の提出があったときは、当該施設所管部署に応募申請書の提出があったことを報告するものとする。

7 市長は、ホームページ等で施設にネーミングライツの提案があったことを告知し、告知期間中に当該施設に別の提案がないか確認するものとする。告知期間中に別の提案があった場合は、別の提案についても、市長は施設所管部署に報告するものとする。

8 告知期間は、最初の応募申請書を受理してから30日とする。

9 市長は、告知期間後、事業者の選定に用いる審査表をホームページ等で公表する。

（審査方法）

第11条 ネーミングライツ事業に応募した事業者からの提案について選定、審査するため、つくば市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、財務部長、市長公室長、総務部長、政策イノベーション部長、及び公募した施設を所管する部長等をもって充てる。

3 審査会に会長を置き、財務部長をもって充て、審査会に副会長を置き、市長公室長をもって充てる。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

5 委員は、やむを得ない事由により審査会を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

6 審査会は、市長からの要請により、会長が招集する。

7 審査会の庶務は、財務部公共資産利活用推進課において処理する。

8 審査会は、つくば市ネーミングライツ候補者選定審査会実施要領で定めた審査方法、審査項目に基づき提出書類を審査し、候補者を選定する

9 審査基準は、第10条第9項で公表している審査表を用いて、審査項目を全て点数化し、採点するものとする。

10 候補者の選定は、会長、副会長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、全ての審査項目の会長、副会長及び各委員の評価点の合計で比較し、順位を決定する。

11 前項の選定で最も評価の高かった候補者を優先交渉権者とする。

12 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

13 会長は、特別の事情があると認めるときは、審査会の開催に代えて、書面により審査を行うことができるものとする。

14 審査会終了後、会長は、市長及び副市長に、審査会の結果を報告するものと

する。

(審査結果の通知)

第12条 市長は、応募した事業者に対し、審査結果を、つくば市ネーミングライツ候補者選定審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第13条 市長は、優先交渉権者との間で、ネーミングライツ導入に必要な事項を協議の上、ネーミングライツ・パートナー契約を締結するものとする。

2 市長は、ネーミングライツ・パートナー契約締結及び新しい施設の愛称をホームページ等で公表するものとする。

(命名権料の納入等)

第14条 ネーミングライツ・パートナーは、命名権料を金銭で納める場合は、つくば市会計規則に定める納入通知書により、各年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、納入方法、納入額、納入時期等を別に定めることができるものとする。

(事業採用の取消)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ事業の採用を取り消すことができる。

(1) ネーミングライツ・パートナーが第4条（応募資格）に掲げる提案資格を満たさなくなった場合

(2) ネーミングライツ・パートナーが法律、条例等に違反し、又は違反するおそれがある場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(4) 指定した期日までに命名権料の納入がない場合

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツ事業の採用を取り消したときは、つくば市ネーミングライツ事業採用取消通知書（様式第4号）により、事業者に

通知するものとする。

- 3 第1項の規定によりネーミングライツ事業の採用を取り消した場合は、前条の規定により既に納入された命名権料については、返還しない。

(契約の更新)

第16条 市長は、契約期間満了までに当該施設のネーミングライツ事業に関する終了、継続、新規受付のいずれとするか判断する。

- 2 継続する場合は、ネーミングライツ・パートナーは、次回の契約について、優先的に交渉することができるものとする。

- 3 新規で提案を受け付ける場合は、市長は、当該施設が新規で提案を受け付けることをホームページ等で公表するものとする。

(指定管理者との協議)

第17条 指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合は、ネーミングライツ料は、指定管理業務に係る管理運営経費とみなさないものとする。

(ネーミングライツ事業の手続きについて)

第18条 ネーミングライツ事業の手続きについては別表3のとおりとする。

(補則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

対象施設名	所管部署名		最低価格 (年額)	指定 管理者 有無
つくばカピオ アリーナ	市民部	文化芸術課	600 万円	有
つくばカピオ ホール	市民部	文化芸術課	400 万円	有
市民ホール つくばね	市民部	地域支援課	300 万円	無
市民ホール とよさと	市民部	地域支援課	300 万円	無
市民ホール やたべ	市民部	地域支援課	300 万円	無
市民ホール くきざき	市民部	地域支援課	300 万円	無
ふれあいプラザ	市民部	地域支援課	200 万円	有
つくばウェルネスパーク ヘルスプラザ	市民部	スポーツ 施設課	300 万円	有
つくばウェルネスパーク フットボールスタジアムつくば	市民部	スポーツ 施設課	250 万円	有
つくばウェルネスパーク スポーツフィールド	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	有
大穂体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
東光台体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
筑波総合体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
桜総合体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無

豊里体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
吉沼体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
谷田部総合体育館	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
豊里多目的広場（野球場）	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
吉沼野球場	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
谷田部野球場	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
高崎サッカー場	市民部	スポーツ 施設課	200 万円	無
桜南スポーツ公園 野球場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
大池公園 野球場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
大崎公園 野球場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
荃崎運動公園 野球場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
小貝川スポーツ公園 野球場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
さくら運動公園 野球場	建設部	公園・	200 万円	無

		施設課		
手代木公園 運動場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
羽成公園 野球場	建設部	公園・ 施設課	200 万円	無
松見公園 展望塔	建設部	公園・ 施設課	1000 万円	無
流星台スケートボードパーク	建設部	公園・ 施設課	500 万円	無
BMXレーシングコース	都市 計画部	サイクルコ ミュニティ 推進室	500 万円	有
健康増進施設いきいきプラザ	保健部	健康増進課	200 万円	無
市民研修センター	教育局	生涯学習 推進課	200 万円	有

別表 2 (第 8 条関係)

費用負担の区分	市	ネーミングライツ・ パートナー
既存の看板及び案内表示、道路案内標 識等の表示の変更・原状回復		○
ネーミングライツ・パートナーからの 要望による新規看板等設置・原状回復		○
新設した看板等の修繕等の維持管理		○
新設した看板等を起因とした第三者		○

への損害賠償に係る費用		
愛称の変更に係る費用		○
契約解除に係る費用		○
市が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページの更新	○	

別表3 (第18条関係)

